

質問票への回答（第3回公民連携プラットフォーム）

1 地域連携方針（案）について

No.	頁	項目	対象	質疑・意見	回答
1	7	5.2	公社の民営化：地域人材の継承・確保・育成	【地元企業の追加参画】について、事業開始後に新規地元企業が参画する場合、米子市様との協議・承諾が必要でしょうか。	本来市が強制できる内容ではありませんが、契約書に記載される企業が追加となる場合、変更契約の対象となりますので、原則承諾が必要です。 また、基本業務計画書に企業グループ構成の記載を求めています。内容が変更となる場合には、速やかに変更後の基本業務計画書を提出し、その内容の承諾を受けることとしています。

2 要求水準書（案）について

No.	頁	項目	対象	質疑・意見	回答
1	2	2.2	対象施設	受託施設として「中央ポンプ場」「内浜処理場」「皆生処理場」「淀江浄化センター」の4施設がありますが、現在の電気主任技術者の届出内容（専任、兼任、兼務や市職員か公社職員か）をご教示ください。	内浜処理場 市職員兼任 皆生処理場 市職員兼任 中央ポンプ場 市職員専任 淀江浄化センター 外部委託
2	3	2.3	業務の範囲	公社様の現状人数はご提示頂いておりますが、処理場及び浄化センター（対象施設）に従事している人員数（機場別）をご教示ください。	内浜処理場（水処理） 10名 公社委託 内浜処理場（汚泥処理） 8名 公社委託 皆生処理場 10名 公社委託 中央ポンプ場 10名 公社委託 淀江浄化センター 1名 市内企業委託 （交代要員：2名） マンホールポンプ場 常時無人 市内企業委託

3	5	2.4.4	法定基準及び契約基準の状況確認	(1)の「放流水質に関する法定基準及び契約基準の状況確認は、受託者が実施する水質測定業務（水処理施設）によって得られた測定結果により行う。」とありますが、契約基準＝目標基準との理解で宜しいでしょうか。（別紙に契約基準の提示がなく、目標基準は有り）	別紙4記載の各基準について、現在数値の見直しを行っています。 契約基準・法定基準として、法律等で定められた数値を、目標基準として事業計画値を設定する予定です。
4	5	2.4.5	法定基準未達時の取扱い	法定基準未達時のペナルティーとして「本件契約書に規定する範囲内でサービスの対価を減額できるもの」との記載がありますが、契約書（案）の提示を第3回PF時に開示をお願いします。	第3回公民連携プラットフォームにおいて、契約書（案）を提示します。また、基本的な考え方を資料1-1に示しています。
5	5	2.4.6	契約基準未達時の取扱い	契約基準の未達時のペナルティーとして「本件契約書に規定する範囲内でサービスの対価を減額できるもの」との記載がありますが、契約書（案）の提示を第3回PF時に開示をお願いします。	第3回公民連携プラットフォームにおいて、契約書（案）を提示します。また、基本的な考え方を資料1-1に示しています。
6	6～7	2.4.7	受託者の責任の免除	(1)「流入水の条件」について以下についてご教示ください。 ①別紙7別紙Bに示されている流入水実績は月平均でしょうか。 ②皆生処理場の令和元年度6月及び2月のSSが流入水基準を超過していますが、その理由をご教示ください。 ③別紙7別紙Bで数値が空欄になっている箇所がありますが、その理由をご教示ください。	①流入水質の測定は月1回としています。 ②原因が明確ではありません。監視を継続する対応としましたが、処理水質には影響を与えておらず、その後流入水質も通常値に戻っています。 ③水質分析上の不具合があり、欠測としています。なお、流入のCODについては、平成30年度以降測定していません。
7	6	2.4.8	公社職員の雇用継承	「委託開始日直前の公社における雇用形態及び待遇（給与制度、人事評価制度、退職金及び休暇等）を下回らない条件で」とありますが公社職員（希望者）と雇用先企業が協議し、両者の合意のうえ条件を設定することも可能との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8	6	2.4.8	公社職員の雇用継承	雇用承継の状況確認として、公社様が受入先へ転籍後、米子市様にて、モニタリング等の実施はお考えでしょうか。	モニタリングを実施します。 基本的な考え方を資料2に示しています。
9	6	2.4.8	公社職員の雇用継承	「人事評価制度」の維持又は向上しなければならない。と求められているが、維持・向上しているか否かの判断、評価はどの様に行うのか？	現公社で運用されている人事評価制度と同等か否かで判断が可能と考えています。 また、本事業において公社職員の働き方に対するモチベーション向上となる提案を期待していますので、当該提案に基づく制度運用がなされている場合は、向上していると判断ができると考えています。
10	6～7	2.5.2	業務の計画及び報告	(5)「本市が関係機関に報告を行うための各種調査に必要な資料を提供すること」とありますが、具体的にはどのような資料を想定されておりますでしょうか。	国等から維持管理に係る内容について調査依頼があった際に、関連情報の提供をお願いすることなどを想定しています。
11	7	2.5.3	施設機能の維持	①(健全度など)施設確認報告書では定量的な評価にて確認するとの理解で宜しいでしょうか。 ②委託開始時の機器の健全度は貴市より開示されるとの理解で宜しいでしょうか。	①4.4に示すとおり、確認・診断手法・取りまとめの方法は受託者の提案としますが、保守点検などの結果に基づき、定量的な評価による確認を想定しています。 ②お見込みのとおりです。
12	7	2.5.3	施設機能の維持	(2)に本委託終了時の引渡しについて記載されているが、本委託開始時に、委託者受託者双方による機能評価を行い、通常の施設運転に支障がない機能を有している事の確認を行うことが前提になるとの認識で良いか？	お見込みのとおりです。
13	7	2.5.4	環境への配慮	(2)騒音、振動、悪臭、粉塵などの対策 騒音、悪臭、振動、粉塵について過去に実施した測定結果をご教示願います。	別途情報提供します。
14	8	2.5.5	施設機能の維持	(3)委託者によるモニタリング 委託者のモニタリングの頻度をご教示ください。	月報に基づく月次のモニタリングを基本として想定しています。

15	9	2.6.2	変動費	(1) 需要変動費 「本委託を開始した後においても委託者と契約先会社との契約が残存するもの」とありますが、想定している契約がありましたら明示願います。	ユーティリティ調達（電力、水道など）に係る契約等を想定しています。
16	9	2.6.2	変動費	(1) 需要変動費 本項に通信、油脂及び廃棄物処理が含まれていますが、これらについては流入下水道量に合わせて変動が少ないと思われませんが、これらについても変動費として精算対象とされたのはいかなる理由でしょうか。	ユーティリティと業務実施量に一定の相関が想定される廃棄物処理を変動費の対象としています。
17	9	2.6.2	変動費	(2) 物価変動費 物価変動費の具体的な基準は何をお考えでしょうか。	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局）毎月勤労統計調査（厚生労働省）を想定しています。
18	11	3.1.3	調達管理業務	調達対象に「電力」が含まれているが、P20 4 前提条件 4.1 では電力の調達は含まれていないと記載されている。どのように理解すれば宜しいかご教授願いたい。	現在、電力調達については対応を検討中ですので、方針確定次第、記載内容を統一するものをします。
19	11	3.1.3	調達管理業務	(2) 業務の内容 「サ」水質試験に関する器具、機材が受託者調達となっておりますが、現在市殿が使用している器具、機材は無償貸与と判断しています。また、汚泥試験に関する器具、機材についても同様の考えとします。よろしいでしょうか。（令和 3 年 10 月 22 日質問書への回答 P.3(7)項によります。）	使用可能な機材に関しては、無償貸与の範囲とすることを想定しています。貸与可能器具・機材については、別途情報提供します。
20	12	3.1.4	施設情報管理業務	(2) 業務の内容 「イ 設備管理台帳」について、市が現状で有して設備管理台帳はありますか。また、台帳の中身を事前にご提示頂くことは可能でしょうか。	下水道施設設備台帳システムとして管理しています。別途、システムのマニュアル等を情報提供します。台帳の情報の全てを資料提供することは、情報量が膨大であるため想定していませんが、令和 4 年 4 月から実施する現場確認において、実際にシステムを操作していただき、内容等をご確認いただく機会を設けます。

21	12	3.1.4	施設情報管理業務	<p>(2)業務の内容</p> <p>①「イ 設備管理台帳」と「エ 施設設備台帳システムの保守」とありますが、「設備管理台帳」とは「施設設備台帳システム」により整理される台帳との理解でよろしいでしょうか。それとも、別途台帳を作成するとの理解でしょうか。</p> <p>②別紙12中の施設台帳とは施設管理台帳と同一のものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①「設備管理台帳」は「施設設備台帳システム」により整理される台帳とご理解ください。システムに関する資料は別途情報提供します。</p> <p>②同一ではありません。</p>
22	14	3.2.1	保守点検業務	<p>(2)業務の内容</p> <p>ウ スtockマネジメント実施に基づく調査業務</p> <p>【別紙16】 2.3 スtockマネジメント実施に基づく調査業務 (1)に「別紙16の別紙Cに掲げる設備機器が対象」とありますが、資料には含まれておりませんでした。ご提示をお願い致します。また調査の中身は具体的にどの程度をお考えでしょうか。具定例をご提示願います。</p>	別紙Bの内容とともに、別途追記します。
23	15	3.2.4	修繕業務	<p>修繕計画を作成することを求められていますが、各年度2,400万円以下で修繕計画を立案し、突発修繕が発生した場合は計画を都度見直していくとの理解で宜しいか？</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>施設・設備の状況・重要度などから、計画的な定期修繕が必要と考えられる対象を修繕金額上限の範囲内で選定・計画していただくことを想定しています。</p>
24	15	3.2.4	修繕業務	<p>(2)業務の内容</p> <p>①「ア 修繕計画の作成」とは具体的にどの範囲(対象機器や修繕範囲、期間(年数))をどのようにお考えでしょうか。</p> <p>②「イ 計画修繕」とありますが、計画修繕の定義をお示し願います。国交省のガイドラインには計画修繕は「委託者が設定する目標耐用年数期間は機能を維持するために実施するもの」とあります。</p> <p>③1件あたりの上限金額からある程度対応に限界もあるも</p>	<p>①修繕計画の考え方は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象機器 委託範囲施設の全ての設備 ・修繕範囲 130万円以下(消費税等を含む) ・期間 3年間(年度毎の予算範囲内で計画) <p>②基本的には前項の(2)No.23のとおりですが、改築工事に係る計画については、別途Stockマネジメント計画で定めていますので、それ以外の設備を対象とすることを想定しています。</p>

				のと思われます。どこまで対応するのか明確にしていきたい事項と考えます。	③1件当たりの上限金額は130万円（消費税等を含む）とし、この額を超える場合は、市側で補修工事により対応することを想定しています。
25	16	3.3.1	水質測定業務	(2)業務の内容 下水道法に定められた放流水試験(月2回以上)については、貴市にて実施するとの理解で宜しいでしょうか	受託者の業務範囲とすることを想定しています。 要求水準書へ追記します。
26	16	3.3.2	運転操作監視業務	(2)業務の内容 「オ 夜間の巡視点検」 監視カメラを用いた監視とはどのような業務でしょうか。	監視カメラ映像を操作室で監視することを想定しています。
27	16	3.3.2	運転操作監視業務	(2)業務の内容 「カ 雨天時における中継ポンプ場の巡視点検」 雨天時、従事者の配置が必要な中継ポンプ場数をご教示ください	雨天時の常時配置を必要とはしませんが、全ての中継ポンプ場(8か所)が対象となります。現在、大雨の影響等による施設の警報(水位高の発生等)を確認した場合、公社職員が現場確認を行っています。
28	17	3.3.3	汚泥試験業務	試験の対象に、「イ 汚泥処理(1回/週)」と記載があるが、どの処理工程における汚泥が対象となるのか?試験項目と併せてご教授願いたい。	本市ホームページに公表している維持管理年報の水質関係部分での汚泥関係試験結果をご参照ください。
29	17	3.3.4	悪臭物質測定業務	悪臭物質測定業務について、具体的な測定箇所(場所数)について図面などをご教示ください。	悪臭物質測定の概要は次のとおりです。 ・測定項目 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二酸化メチル ・測定施設 下水処理場(内浜、皆生)、ポンプ場(中央、祇園、大谷、新加茂、上福原、西福原、青木) ・測定点、数 施設敷地境界(内浜処理場は周辺3か所(資材置場、安倍グラウンド横、安倍彦名団地))

					・測定日 4月～11月の雨天時を除いた日
30	18	3.3.6	ユーティリティ管理業務	(2)業務の内容 ケ 貸与品 貸与品について、具体的にご教示お願い致します。	貸与品の内、業務期間中に消耗するものなどの調達・管理を想定しています。対象となるものは2.9 貸与品一覧に記載のものを想定しており、3.1.3 (2) ケでの調達対象にもなると考えています。
31	18	3.3.7	廃棄処分業務	①「(2) ア」にし渣の処分について記載があるが、し渣は一般廃棄物として、米子市クリーンセンターへ運搬し処分することで良いのか？ ②排出事業者は市もしくは受託者のどちらになるのか？	①お見込みのとおりです。 ②排出事業者は市となります。
32	25	4.5.1	引継ぎ事項の整理	(4) ア に、「総合運転」とあるが、総合運転とは何を指すのか、ご教授願いたい。	対象施設全体を運転している状態とご理解ください。
33	25	4.5.2	委託の引継	委託の引継について、委託内容に変更がなく、次期受託者が本委託の受託者と同一であった場合、引継については不要との理解で宜しいでしょうか。	引継実務については省略できるものと考えますが、4.5.1 (1) にある引継事項を記載した書類及びデータの作成・提出は実施してください。
34	26	5.2	法定資格者等の選任	①【別紙8】で、責任者として「電気主任技術者」と「常勤電気技術者2名」の記載がありますが、常勤電気技術者2名から電気主任技術者を選任して差し支えないと理解してよろしいですか。 ②「2名以上常勤で配置」とありますが、配置場所については受託者の判断との理解で宜しいでしょうか。	①差し支えありません。 ②お見込みのとおりです。
35	28	6.1	施設等の使用と費用負担	(1)に、「本委託の遂行に必要な管理事務室及び休憩室等の施設を使用することができ、その使用は無償とする」とありますが、場内の駐車スペースなども無償との理解で宜しいでしょうか。	受託者の通勤などの利用を想定する駐車スペースについては、有償とする予定です。

36	28	6.2	本市が行う活動の協力	<p>(1) について、維持管理に対する調査、研究の各種の実験・実証を行う場合は受託者として協力させていただくのですが、実験によっては明らかに人手がかかることもあると思われます。その場合は、変更契約の対象になるのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>6.2の項においては、協力を求める(1)、(2)の項と、実施を求める(3)、(4)の項で扱いを区別しています。</p> <p>(1)、(2)に項での協力内容によっては、その費用負担について双方協議の対象とします。</p>
37	29	6.3	本委託終了時の状態	<p>「本委託終了後1年以内に不測の修繕等を要すことのない状態で、委託者に引き渡すようにすること。」とあります。しかしながら、施設の経年劣化や本業務における修繕業務の範囲を超えて実施できないため、引き渡し後1年の担保は困難であると考えます。</p> <p>つきましては、以下の内容への変更をご検討願います。</p> <p>(以下、処理場等包括民間委託導入ガイドライン 第33条抜粋)</p> <p>受託者は、新たに本件施設を運転する者に対し、保全管理等要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を引き渡すものとする。</p> <p>2 委託者は、自ら、又は本項に基づく評価の適切な実施のために必要な技術力等を有すると認めた機関に委託することにより、契約終了の【 】日前から【 】日前までの期間内において委託者が決定した日に、施設機能の評価を行う。施設機能の評価の結果、本件施設が保全管理等要求水準を満たしていないと委託者が判断した場合、委託者は、受託者に対し、本件施設が保全管理等要求水準を満たすために必要な措置を受託者の負担において行うことを請求することができる。ただし、委託者は、施設機能の評価を実施した日から【 】日以内に、請求するものとする。</p>	<p>市が承認した事業計画に基づく業務を履行した上で、次年度の計画修繕並びに通常想定される緊急修繕の範囲で対応可能な施設状況での引き渡しを想定しているものです。明らかに受託者の責めに帰す理由がある場合に限り、引き渡し後1年間の担保を求める趣旨とご理解ください。</p> <p>また第2回公民連携プラットフォームでの質問票への回答2(11)のとおり、次の考え方による対応を想定しています。「明らかに維持管理に不備がない場合(更新対象設備の劣化による故障等)について、対象外とすることを想定しています。時間計画保全及び状態監視保全の対象となる設備において、耐用年数を超える設備について、対象外とします。」</p>

3 要求水準書（別紙）について

No.	頁	項目	対象	質疑・意見	回答
1	—	—	全般	黄色網掛け部及び朱書き部の意味合いをご教授ください。	詳細確認が出来次第、記載を補完する部分となります。
2	4	別紙 2	対象施設	別紙 A-1 内浜処理場 (5)別紙 7 に記載の想定流入水量は令和 8 年度まで増え続けているにもかかわらず、水処理方式及び処理能力等の表中に記載の事業計画、全体計画において、処理能力及び流入水量が減少しています。当計画の実施年度をご教示ください。 また、処理場の現有施設の認可計画も併せてご教示ください。	(5) 別紙 7 に記載の想定水量は、過年度業務での調査結果により過去の流入水量実績から想定した数値です。対して、事業計画は今後の人口減少も考慮した数値としています。 また、現有施設の認可計画について、別途情報提供します。
3	36	別紙 5	臭気に係る法定基準・契約基準	①臭気測定の実施回数をご教授願います。 ②過去に実施した悪臭物質測定結果をご提示願います。	①年間 1 回です。 ②別途、情報提供します。
4	40	別紙 6	汚泥性状に係る契約基準	①「2 契約基準」並びに「3 目標基準」に対し、過去の汚泥含水率試験結果（水質関係）の実績値が超過している数値がある年度がありますが、超過理由を開示願います。 ②含水率の目標値について、その設定根拠をご教示ください。 ③本項については要求水準書 2.4.6 契約基準未達等の取り扱いの対象から除外が妥当と思われるのですが、どのようにお考えでしょうか。	①理由は明確ではありませんが、一時的に何らかの理由で超過したものと思われます。 ②過去 3 年間の実績を踏まえて、通常の運転状態で達成可能と考えられる数値を設定しています。 ③本項は、契約基準未達の場合に運搬費・処分費の大幅な増が見込まれるため、対象から除外することを考えておりません。過去の実績を踏まえても、基準値の超過が継続するような状況は認められていないため、通常の維持管理が行われている範囲においては、大きな問題にはならないものと考えています。
5	42	別紙 7	流入水の条件	4 流入水質に関する基準(処理場) ①本項の条件となる「流入水質」はどの地点での試料とするか。 ②当該試料には返流水が含まれるか否かについてご教示く	①初沈流入水を水質試験対象としています。 ②汚泥系からの場内返流水がある内浜処理場では、返流水が含まれています。 ③当該流入水質として、下水道への排除基準を引用し

				<p>ださい。</p> <p>③表中の BOD, SS, 全窒素、全リンの値が過去実績に比べ大幅に高い数値となっています。本要求水準の流入水質に対して施設能力の確認が必要なため、現有施設能力の設計計算書の開示をお願いいたします。</p> <p>④本表内別紙 D は別紙 B ではないでしょうか。</p>	<p>ていました。別紙 2 記載の各処理場事業計画での初沈流入水質に修正します。</p> <p>④ご指摘のとおりです。別紙 B と修正します。</p>
6	50	別紙 9	統括マネジメント業務の要求水準	<p>2.1 基本業務計画書の確認(1)</p> <p>「ウ修繕・改築計画」は、初年度においては業務開始 30 日までの提出・承諾は困難と考えられますので期日の変更をお願い致します。</p>	<p>初年度の修繕計画については、当初案として提出し、保守点検などの点検を踏まえ、協議に基づき見直すことができるものとしします。</p>
7	51	別紙 9	統括マネジメント業務の要求水準	<p>2.3 個別業務の履行状況の管理等の実施</p> <p>「コスト及び収支管理」について報告するようにとの記載があるが、本委託業務は包括委託 (LEVEL2.5) であり、業務内容や調達数量、使用数量についての報告はもちろんであるが、コストや収支についての報告はそぐわないと考えます。削除をお願いしたい。</p>	<p>ご指摘のとおりです。</p> <p>「個別業務の履行状況については、各施設の状況がわかるよう」と修正します。</p>
8	56	別紙 11	調達管理業務の要求水準	<p>2.9 貸与品</p> <p>①(6)「貸与備品の一覧は、【別紙 25】(ユーティリティ管理業務の要求水準) ……」とありますが、【別紙 25】には貸与備品一覧は見受けられません。この一覧は P. 57 の別表(第 6 条関係)の「備品借受明細書」のことでしょうか。</p> <p>②「備品借受明細書」には水質検査等に係る器具類の記載がありませんでしたが、当該器具等については貸与備品に含まないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③リスト内に備品番号が記載されていない項目が 15 項目あります。これらの意味合いは何でしょうか？</p>	<p>①ご指摘のとおりです。表の標題表記を修正します。</p> <p>②水質検査等に係る器具について、市側で使用しないものについては貸与備品一覧に追記となるものと考えています。</p> <p>③資料作成時、備品番号が登録されていなかったものです。最新の資料に修正します。</p>

9	60	別紙 11 別紙 A	ユーティリティ等 の実績及び調達予 定数量	現在の使用している薬品については、公告時などに開示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	別途、各薬剤の購入仕様・購入実績を情報提供します。
10	81	別紙 13	安全衛生管理業務 の要求水準	3. 受託者の費用負担に関する基本的な考え方 (2) 見学者対応の補助について、見学者の補助とは具体的にどのような業務を想定されておりますでしょうか。	施設内での安全確保を含めた見学者の誘導、個別具体施設に係る質疑への対応などを想定しています。
11	83	別紙 14	緊急時・災害時対 応業務の要求水準	3. (2) ①「委託者は、マニュアルを作成した上」とありますが、受託者の誤りでしょうか。 ②「委託者は、マニュアルを作成した上委託者が年 1 回実施する BCP 訓練に共同参加するとともに、」とありますが、受託者の費用負担とは何を差すのでしょうか。 ③「本業務に必要な費用は、・・・受託者が負担する。」とありますが、自然災害は不可抗力によるものと考えられます。従って、「受託者が負担する」を「委託者と受託者の協議による」と変更お願い致します。	①ご指摘のとおりです。「受託者はマニュアルを作成」と修正します。 ②マニュアル作成及び BCP 訓練への参加・実施・有効性評価などに必要となる諸費用を想定しています。 ③基本的な考え方は市が負担するものをご理解ください。3 (1) のとおり、緊急時・災害時に発生する業務費用については、必要な契約を別途締結します。その費用の中から受託者が負担するという趣旨です。
12	87	別紙 16	保守点検業務の要 求水準	2 本業務の要求水準 2.2 定期点検 (1 か月、3 か月、6 か月、1 年) (4) に「本件施設並びに各種機器等の性能及び機能を保証するものとし」とありますが、ここで示す保証とはどのようなことを差すのでしょうか。ご教示ください。	当該項の後段での記載のとおり、「施設、設備機器が通常の運転を行うことができる機能を有し」ていることを定期点検によって確認し、本業務期間中での機能保証とする趣旨です。
13	87	別紙 16	保守点検業務の要 求水準	2.4 臨時点検 臨時点検は受託金額の範囲内とのお考えでしょうか？	お見込みのとおりです。故障警報・異常、非常事態発生等での点検は、日常の維持管理に付随して、通常想定される範囲の作業と考えています。 なお、当該異常が、緊急時・災害対応時に該当する場合には、別紙 14 緊急時・災害時対応業務の要求水準 3

					(1) のとおり、「緊急時・災害時に発生する業務費用については、委託者と受託者との間で必要な契約手続を経た上で、別途契約を締結する」中での対応になるものと考えています。
14	87	別紙 16	保守点検業務の要求水準	2.5 本業務の報告 「緊急を要する事態にあつては、直ちに必要な措置を講ずる」に関しまして、費用清算についてのお考えをご教授ください。	前項の回答と同様です。
15	147	別紙 19	修繕業務の要求水準	1 基本方針 (5)「当該業務に関する業種について、建設業の許可を得ている業者が実施するものとする」とありますが、軽微な修繕等についても対象となるのでしょうか。	軽微な修繕であっても、適切な資格を有する作業者が業務を実施してください。※電気工事など、法令で定められた資格が必要な業務を想定しています。 建設業の許可について、本業務において必要とする業務はありませんので、項目を削除します。
16	147	別紙 19	修繕業務の要求水準	2.1 修繕計画の作成 ①(2)に「委託者が設定する目標耐用年数において、その機能を維持するために実施する」とあります。目標耐用年数の提示をお願いいたします。 ②目標耐用年数を超えたものについては受託者の計画修繕対象から除外されるとの理解でよろしいでしょうか。	①基本的に、目標耐用年数は法定耐用年数の 1.5 倍を設定しています。 ②目標耐用年数を超えたものについては、業務終了時の機能保全の対象外としますが、計画修繕を策定いただく際の委託者との協議の中で、本業務期間中の計画修繕対象とすることがあります。
17	158	別紙 25	ユーティリティ管理業務の要求水準	1 基本方針 (4)「料金の支払いについては委託者と協議を行うこと。」となっていますが、「別途工事や調査に関するユーティリティの支払いは、工事企業や調査企業が支払うこと」に変更お願い致します。	処理水量に影響を与えない工事・調査にかかるユーティリティ増分を受託者負担とすることは適切ではない趣旨で、委託者との協議事項として位置付けています。 なお、本項の趣旨を明確にするため、「この場合、料金の支払いについては委託者と事前に協議を行い、当該工事・調査に必要となった費用を委託者から受託者へ支払うものとする」とします。

18	163	別紙 28	リスク分担表	<p>リスク分担表へ以下の項目を追加いただけますでしょうか。 →別紙添付 受託者に影響を及ぼす税制度の変更（法人税等） 広く全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等） 受託者の責めによる労災事故（再受託者及び関係者による事故含む）、設備の破損・損傷、場内の不法投棄等 上記以外のもの 委託者の責めによる事業継続困難時の公社職員の雇用 受託者の責めによる事業継続困難時の公社職員の雇用 転籍後の雇用形態及び待遇等の管理 雇用条件のモニタリング 契約条件下での要求水準の未達成 不可抗力等による要求水準の未達成 委託者発注の「修繕工事、改築工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足 受託者発注の「修繕工事、第三者委託等」の遅延による委託対象施設の機能の不足 委託者からの開示された情報・条件の瑕疵</p>	別紙に記入し、ご回答します。
----	-----	-------	--------	--	----------------

4 公社職員アンケート等について

No.	質疑・意見	回答
1	「受託者選定後に公社職員が一定規模で転籍しない選択をした場合に協議に応じる」との記載がありますが、現時点で公社職員の半数以上は「企業の提案による」という回答になっており、受託者側の重大なリスク（代替え職員の雇用・配置転換など）と考えます。事前に転籍人員の確定をしていただき、今年7月の公告資料へ転籍する公社職員数、資格保有数を明記していただくようお願いいたします。また、個々の職員の処遇詳細につきましても事前に開示していただくようお願いいたします。	公社職員関連資料を提示しますので、内容をご確認ください。 本プラットフォーム終了後、改めて公社職員へ転籍希望に係るアンケートを実施し、その結果を令和4年7月の公募資料とします。 公社職員には、令和4年12月末までに最終の決定を行うよう通達しております。契約後、受託企業において公社職員と調整を行っていただきます。
2	アンケート調査結果において、『希望する(企業の提案による)』の回答が25名となっております。この場合の(企業の提案による)とは本事業の参加要件を満たしたうえでも、提案によっては移籍しない場合があるとの理解でよろしいでしょうか。若しくは、参加要件を満たせば希望者全員が移籍するとの理解でよろしいでしょうか。	参加要件を満たしても、提案によっては転籍しない場合があるをご理解ください。
3	「班員2名分は補充します」とありますが、転籍希望者は34名+2名=36名という理解でよろしいでしょうか。	補充する班員2名に対しても転籍を希望するか確認を行います。 また、事務局職員(2名)についても転籍を希望しています。 最大38名の転籍希望をご理解ください。
4	「転籍希望者数は34人+2人=36人」と算定されますが、表中の転籍希望者への聞き取り欄の合計人数が39人となっております。 乖離についてご教示お願い致します。	転籍を希望する34名を対象にアンケート調査を実施した結果となります。
5	「転籍希望だが企業の提案による」との回答についてですが、企業の提案とは、「下水処理場以外の部署への異動」「米子市外の勤務」「民間専門企業への転籍希望」の3提案を想定したものであり、給与・昇給等他の要素を含めてのことではないと理解してよろしいですか。	別途詳細を提示しております、給与・昇給等の要素を含めた、公社職員のモチベーションを高める提案をご理解ください。
6	「民間専門企業への転籍希望」と回答した8名の中に、第三種電気主任技術者免状取得者は含まれますか。	含まれません。

7	人員の結論（場合によっては補充するための期間）が事業参画するか否かの判断に大きく影響するので、早期の回答をお願いしたい。	1の回答のとおりです。
8	企業提案による。とは??どう理解したら良いでしょうか?内容を明確にして頂きたい。	別途詳細を提示しております、給与・昇給等の要素を含めた、公社職員のモチベーションを高める提案とご理解ください。
9	今後も資料の公表や公告後など、質問の機会を頂けることかと思いますが、どの程度の回数を想定されているのかご教授願いたい。	第3回公民連携プラットフォーム終了後、質問を受け、回答することを予定しております。また、令和4年4月より現場確認を行える機会を設けることを予定しています。その際に個別に受けた質問についても公表し、全参加者で情報を共有できることとします。令和4年7月の公募時も併せて、計3回程度の質問の機会があると想定ください。
10	公社職員雇用において、就業規則は公社就業規則を全く同じ条件にて引き継がなければならないのでしょうか。（当社規定との違いがある。）ご教示ください。	全く同じ条件で引き継ぐことを条件とはしておりません。
11	各種資料で公社職員の年齢表記が〇〇才～〇〇才となっていますが、職員全ての年齢をご教示ください。（退職年度、退職金積立当に必要となります。）	公社職員関連資料を提示しますので、内容をご確認ください。
12	プロポーザルにおける評価基準の公表はいつ頃お考えでしょうか。可能であれば早い段階での公表を希望します。ご教示ください。	採点基準（案）を今回のプラットフォームで提示しております。正式なものについて、公募資料の公告と併せて公表します。 (令和4年7月予定)